

○沼田市スポーツ競技大会参加激励金支給要綱

平成9年6月20日

教委告示第4号

改正 平成19年4月1日教委告示第5号

平成26年3月28日教委告示第3号

平成31年3月26日教委告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、沼田市民のスポーツ振興を図るため、県を代表して出場する者に対し、沼田市スポーツ競技大会参加激励金（以下「激励金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 この要綱において、激励金の支給対象となる大会は、北関東大会、関東大会、東日本大会又はこれらに相当する大会以上のものとし、支給対象者は、本市に住所を有する者であって当該大会開催要項等により出場が認められたものとする。

(適用除外)

第3条 この激励金は、次の各号に該当するものは、適用しない。

- (1) 小学校体育研究会が主催する大会
- (2) 中学校体育連盟が主催する大会
- (3) 高等学校体育連盟が主催する大会
- (4) 学校教育活動又は民間スポーツクラブ活動に関する大会

(支給額)

第4条 激励金の支給額は、次のとおりとする。ただし、団体の場合は、支給対象となる大会の登録者数とする。

| 大会区分 | 金額（1人） |
|-------------------------|----------|
| オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会 | 5万円以内 |
| 日本国外において開催される世界的規模の大会 | 3万円以内 |
| 日本国内において開催される世界的規模の大会 | 5,000円以内 |

| | |
|--------------------------------|----------|
| 全国的規模の大会 | 5,000円以内 |
| 北関東大会、関東大会、東日本大会又はこれらに相当する大会以上 | 3,000円以内 |

(必要書類の提出)

第5条 教育委員会は、激励金の支給手続上必要と認めるときは、支給対象者から次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 予選会等結果報告書
- (2) 大会開催要項、プログラム等
- (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月1日教委告示第5号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日教委告示第3号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日教委告示第3号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の沼田市スポーツ競技大会参会激励金支給要綱の規定によりされている支給手続は、この告示による改正後の規定によりされたものとみなす。